

官報号外 昭和三十六年三月二十九日

○第三十八回 参議院会議録第十五号

昭和三十六年三月二十九日(水曜日)

午前十一時二十一分開議

議事日程 第十四号

昭和三十六年三月二十九日

午前十時開議

第一 國際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 港湾整備特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 資金運用部資金貸与法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 練正医官修学資金貸与法案(内閣提出、衆議院送付)

第八 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一一 日程第七 練正医官修学資金貸与法案

一二 日程第八 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

一二 日程第九 医療金融公庫法の一部を改正する法律案

一二 日程第十 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

一二 放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(肥料審議会委員)

一、在外公館の名称及び位置を定める条約の締結について承認を求めるの件

一、日程第一 國際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

一、日程第二 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

一、日程第三 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

一、日程第四 港湾整備特別会計法

案

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、

一、日程第一 國際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

一、日程第二 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

一、日程第三 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

一、日程第四 港湾整備特別会計法

案

去る二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

朗読を省略いたします。

社会労働委員 坂本 鈴木 昭君
予算委員 大泉 寛三君
通信委員 德永 正利君

最低賃金法案(成田知巳君外十二名提出)

議院運営委員 予算委員 大泉 寛三君
社会労働委員 德永 正利君

同日議長は内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを付託した。

外務省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

計量法等の一部を改正する法律案

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律案

社会労働委員会に付託する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託する法律案

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案

商工委員会に付託する法律案

公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めるの件

建設委員会に付託する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案可決報告書

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

案

所持に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本

案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

国とパキスタンとの間の条約を補足する議定書の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

果樹農業振興特別措置法案
附則(一部)改正一六法律

子院換種法の一部を改正する法律

森林火災保険特別会計法の一部を改 正する法律案

上巻 第二編 第三章

七、法律案

北海道東北開拓公庫法の一部を改正する法律案

国立病院特別会計法の一部を改正する 法律案

**裁判所職員定員法の一部を改正する
る法律案**

法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改 正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する

日本會設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律

同日衆議院から、本院の送付した左の

内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

日本住宅公團法の一部を改正する法

律案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆

議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条约を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補足する議定書の締結について承認を求めるの件
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
果樹農業振興特別措置法
予防接種法の一部を改正する法律
森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律
産業投資特別会計法の一部を改正する法律
北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律
国立病院特別会計法の一部を改正する法律
裁判所職員定員法の一部を改正する法律
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律
自治省設置法の一部を改正する法律
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本住宅公團法の一部を改正する法律
去る二十五日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

日本育英会法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

結社の自由及び團結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件

地方税法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律案

鉄道営業法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

地方公營企業労働関係法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく昭和三十六年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、経済企画庁総合計画局長大来佐武郎君及び科学技術局資源局長黒沢俊一君の第三回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

一昨二十七日議長において、左の常任委員の辞職を許可した。

予算委員 森 元治郎君

議院運営委員 豊瀬 槟一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 森 元治郎君

議院運営委員 豊瀬 槟一君

同日議員から左の議案が提出された。

政治的危害行為の防止に関する法律案(棚橋小虎君外二名発議)

同日内閣から左の議案が提出された。

よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

電気用品取締法案

同日委員長から左の報告書が提出された。

港湾整備特別会計法案可決報告書

同日議長は左の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(閣法第七六号)(衆議院送付)

一、公聴会の問題 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について

一、公聴会の月日 昭和三十六年四月三日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。	
昭和三十六年三月二十七日	
運輸委員長 三木與吉郎	
参議院議長松野鶴平殿	
昨二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	
内閣委員 同	下村 定君
地方行政委員 同	大谷藤之助君
法務委員 同	武内 五郎君
農林水産委員 商工委員 同	後藤 義隆君
建設委員 同	井川 伊平君
予算委員 同	阿部 竹松君
決算委員 同	吉田 法晴君
議院運営委員 同	松永 忠二君
内閣委員 同	大矢 正君
地方行政委員 同	小柳 勇君
法務委員 同	藤田藤太郎君
農林水産委員 同	森 元治郎君
商工委員 同	米田 勲君
建設委員 同	大森 創造君
予算委員 同	後藤 義隆君
内閣委員 同	井川 伊平君
地方行政委員 同	松永 忠二君
法務委員 同	下村 定君
農林水産委員 同	大谷藤之助君
商工委員 同	吉田 法晴君
建設委員 同	阿部 竹松君
予算委員 同	武内 五郎君
内閣委員 同	森 元治郎君
地方行政委員 同	米田 勲君

、國際法定計量機関を設立する条約

この条約の当事国は、計量器の使用から生ずる技術上及び行政上の諸問題を国際的に解決することを希望し、並びにそれを達成するため当事国の努力を調整することが重要であることを認識して、次に定める国際法定計量機関を創設することを合意した。

第一章 機関の目的

第一条

国際法定計量機関を設立する。

この機関は、次のことを目的とする。

1 次のものに関する資料及び情報の中央機関を構成すること。

法規の適用を受ける計量器の検定及び取締りを行なう各種の国家

機関

前記の計量器の原理、構造及び使用

2 計量器及びその使用に関する各國の現行の法令を、その規定の完全な解釈に必要なその国の憲法上及び行政法上の注釈を附して、翻訳し、及び刊行すること。

3 法定計量に関する一般原則を定めること。

4 並びにそれを達成するため当事

国の努力を調整することが重要であることを認識して、次に定める国際法定計量機関を創設することを合意した。

4 法定計量に関する立法上及び規制上の諸問題でその解決が国際的統一を目的として、研究すること。

5 計量器及びその使用に関する模範的法令案を作成すること。

6 計量器の検定及び取締りを行なう模範的機関の組織的具体案を作成すること。

7 計量器が加盟国により承認されるため及びその使用が国際的に推奨されるために満たしていくたければならない必要なかつ十分な特性及び品質を定めること。

8 機関の各加盟国度量衡機関その他の法定計量機関の間の連絡を容易にすること。

1 次のものに関する資料及び情報の中央機関を構成すること。

法規の適用を受ける計量器の検定及び取締りを行なう各種の国家

機関

この条約の当事国は、機関の加盟国とする。

この条約の当事国は、機関の加盟機関は、次のものからなる。

国際法定計量会議

国際法定計量委員会

国際法定計量事務局

これらのものについては、以下に定める。

国際法定計量会議 第四条

会議は、次のことを目的とする。
1 機関の目的に関する問題を研究し、及びそれらの問題について決定を行なうこと。

2 機関の事業の遂行の任に当たる指導機関の構成を確保すること及び委員会の委員を選挙し、又は委員会の委員の選挙を承認すること。

3 この条約に従つて設立される各種の法定計量機関がその事業の成績について提出する報告を研究し、及び承認すること。

特定の国の固有の立法及び行政に関するすべての問題は、その国の明示の要請がある場合を除くほか、会議の管轄外とする。

この条約に従つて設立される各種の法定計量機関がその事業の成績について提出する報告を研究し、及び承認すること。

特定の国の固有の立法及び行政に関するすべての問題は、その国の明示の要請がある場合を除くほか、会議の管轄外とする。

この条約の当事国は、機関の加盟機関は、次のものからなる。

この条約の当事国は、加盟国資格で会議の構成員となり、第七条に定めるところに従つて会議に代表者を負う。

次の者は、加盟国とは別に、準加盟国の資格で会議の構成員となることができる。

これらの代表者のうち一人のみが投票権を有する。

これらの代表者には、全權委任状を交付する必要はないが、特別の事情があり、かつ、特定の問題に因する

とができないか又は当事国となることを希望しない國又は領域なら國際團體は、單に發言権を有するオブザーバーを派遣することができます。準加盟国は、会議に代表者を送らなければなりませんが、單に發言権を有するオブザーバーを派遣することができます。

会議は、第一條に定める分野において、加盟国共同の行動のために行なうべき勧告を決定する。

会議の決定は、出席加盟国数が加盟国総数の三分の二以上であり、かつ、当該決定が投票数の五分の四以上を獲得した場合にのみ実施することができる。投票権は、出席加盟国数の五分の四以上でなければならない。

会議の決定が投票数の五分の四以上を獲得した場合にのみ実施することができる。投票権は、出席加盟国総数の三分の二以上でなければならない。

限度の数は、前記と同様とする。可否同数の場合には、議長の職にある代表者が風する加盟国の票により決定する。

第十九

会議は、各定期について、議長一人及び副議長二人を選挙する。事務局長は、書記として、議長及び副議長を補佐する。

卷二

より、又は支障のある場合において事務局長が委員会の委員の半数以上から要請を受けたときは事務局長の招集により、少なくとも六年ごとに会合する。

の会合の場所及び日を定め、又はそれを定めることを委員会に委任する。

第十一

機関の公用語は、フランス語とす
る。

國朝文獻卷之三

第一條に定める業務は、会議の実施第一関である国際法定計量委員会が企画し、及び遂行する。

委員会は、国籍を異にする二十人以内の委員からなる。それらの委員は、加盟国の政府の同意を条件として、会議が選任する。

選任される委員は、計量器関係機関の現職の公務員又は法定計量の分野において現に公職にある者でなければならない。

これらの委員は、その経験、助言及び活動により委員会に利益をもたらすが、自國政府及び自己の所属機關を拘束しない。

これらの委員は、六年の任期で選任され、再任されることができる。ただし、その任期は、会議の一会期から次回の会期までの期間に満了するときは、当該次回の会期まで自動的に延長される。

これらの委員は、この条に定める要件を満たさなくなつたときは、直ちに委員でなくなる。

引き続き二回の会期に無断で又は代理を送らないで欠席した委員は、その二回目の会期から辞任したものとみなす。

会議が委員会の最初の組織の時にすべての委員を選任することができなかつたとき、又は死亡し、辞任若しくは解任によつて欠員を生じたときは

は、委員会は、委員の選挙によりりて補充することができる。こうして、選挙された委員の任命は、その者が属する国の政府の同意を条件として、会議の承認を得た後にのみ確定する。これらの委員の任期は、会議が直接に選任した委員の任期の満了と同時に満了する。

委員は、会議の会合に出席し、かつ、発言する権利を有する。委員は、その者が属する国の政府の会議における代表者の一人となることを妨げない。

委員長は、協力を得ることが有益であると認める者を委員会の会合に招請し、かつ、発言させることができることある。

は、委員会の一ヶ月から次回のへ期までの期間に満了するときは、当該次回の会期まで自動的に延長される。事務局長は、書記として、これらの人を補佐する。

委員会は、その任務の一部を委員長に委任することができる。

委員長は、委員会により委任された任務を遂行し、及び委員会に付わつて緊急の決定を行なう。委員長は、委員に対し、最短期間に内にこの決定を通知し、及びこれについて説明を行なう。

委員長は、委員会及び関係諸団体の両者にとつて共通の関心がある問題が生ずる可能性があるときは、それらの団体に対して委員会を代表する。

委員長の不在、支障、解任、辞任又は死亡の場合には、首席の副委員長がその職務を行なう。

第十六条

支障があつて会合に出席することができない委員は、自己の代理としてその同僚の一人に投票を委任することができます。この場合には、同一の委員は、自己の票のほか、二以上他の票を有することはできない。決定は、出席委員及び代理を委任した委員の數が委員会の委員として選任され、又は選挙された者の數の四分の三以上であり、かつ、議案が投票数の五分の四以上を獲得した場合にのみ有効とする。投票数は、会合における出席委員及び代理を委任した委員の數の五分の四以上でなければならない。

棄権及び白票又は無効の票は、投票とは認めない。

委員会は、一ヶ月から次回の会期までの期間において、特別の場合には、通信により審議することができるとする。

この方法で行なわれる決議は、すべての委員がその意見を問われ、かつ、当該決議が投票により一致して承認された場合にのみ有効とする。ただし、投票数が選任され、又は選

挙された委員の数の三分の一以上であることを条件とする。

棄権及び白票又は無効の票は、投票箱内に回答がないときは、棄権したものとみなす。

委員会は、加盟国の機関のある機関に対し、あらかじめそれらの機関の正式の同意を得て、特別の調査、実験的研究及び実験室の作業を委託する。これらの業務が費用を必要とするときは、その同意には、機関がその費用をいかなる割合で負担するかを明示するものとする。

事務局長は、これらの業務の全体を調整し、かつ、取りまとめる。

委員会は、委員会が定めるところに従つて行動する作業団体又は技術上若しくは法律上の専門家に対し、永続的に又は一時的に、ある種の業務の一部を委託することができる。

事務局長は、前記の作業団体又は専門家団体のため書記役を引き受けれる。

事務局の職員は、委員会が任命する局長及び局員並びに局長が任用する常勤の又は臨時の雇員からなる。

事務局の職員及び必要な場合には事務局に定める専門家は、報酬を

官 報 (号 外)

の指揮及び監督の下にある国際法定計量事務局を行なう。

事務局は、会議及び委員会の会合を準備し、それぞれの構成員の間の連絡をとり、並びに加盟国若しくは準加盟国又はそれらの国の関係機関との連絡を維持する任務を有する。

事務局は、また、第一条に定める研究及び事業を遂行し、議事録を作成し、並びに加盟国に無償で配布する機関誌を発行する任務を有する。

事務局は、第一條に定める資料及び情報の中央機関を構成する。

委員会及び事務局は、会議の決定の実施を担当する。

事務局は、実験的研究及び実験室の作業を行わない。ただし、事務局は、機械器具の構造及び作動の様式を研究するために適当な設備を持つた展示室を設置することができ

る。

第二十一条

事務局の所在地は、フランスとする。

事務局の職員は、委員会が任命する。

この機関の業務を遂行するため又はこの機関の業務を遂行するため又は経費の増額が必要であると認めるときは、その旨を加盟国に要請することができる。

事務局長は、委員会の監督及び指示の下に事務局の運営を担当し、委員会に対し責任を有し、並びに通常の会期ごとに業務報告を委員会に提出しなければならない。

事務局長は、委員会の監督及び指示の下に事務局の運営を担当し、委員会に対し責任を有し、並びに通常の会期ごとに業務報告を委員会に提出しなければならない。

事務局長は、収入を徴収し、予算を作成し、すべての人物費及び物件費を負担し、及び支払い、並びに機関の資金を管理すること。

第二十二条

事務局長は、機関の運営費について、その支出を負担し、及びその支払を行なう権限を有する。

事務局長は、委員長の同意を得ない限り、次のことを行なうことができない。

事務局の費用を支払うこと。

収入の不足の場合に予算の執行を確保するために必要な資金を予備

受ける。これらの者は、俸給若しくは給料又は委員会が定める額の補償を受ける。

局長、局員又は雇員に関する規則、特に任用、職務、紀律及び退職の条件に関する規則は、委員会が定めた連絡を維持する任務を有する。

事務局の雇員の任用、解雇又は免職は、局長が決定する。ただし、委員会が指名する者については、委員会の決定によらなければ同様の取扱いをすることができない。

各加盟国は、事務局との不断の連絡を確保して、現に研究されているすべての問題を承知している。事務局の運営費を支弁するためには、毎回の会期までの期間に等しい会計期間について、次のものを決定する。

会議は、一ヶ月から次回の会期までの期間に等しい会計期間について、次のものを決定する。

第三章 会計規定

会議は、一ヶ月から次回の会期までの期間に等しい会計期間について、次のものを決定する。

会議は、会計期間中に、定められた経費の範囲内で、その一ヶ月から次回の会期までの期間に等しい予算執行期間に係る運営費の額を決定する。委員会は、隨時使用することができる資金の運用を管理する。

予算執行期間に係る運営費の額を決定する。委員会は、随时使用すること

局長は、職権上会議及び委員会の書記となる。

第二十三条

加盟国政府は、事務局が公益性を認められ、法人格を与えられ、かつ、一般に、各加盟国の現行の法令によつて政府間機関に通常与えられる特権及び便宜を享有することを宣言する。

書記となる。

会計期間の満了の時までに会議が会合を行なわず、又は審議を有効に行なうことができなかつたときは、会計期間は、次回の有効な会期まで延長される。当初に定められた経費は、この延長された期間に比例して増額される。

委員会は、会計期間中に、定められた経費の範囲内で、その一ヶ月から次回の会期までの期間に等しい予算執行期間に係る運営費の額を決定する。委員会は、随时使用することができる資金の運用を管理する。

予算執行期間に係る運営費の額を決定する。委員会は、随时使用すること

会議及び委員会の運営は、委員会

国際法定計量事務局

第十九条

事務局は、第一條に定める専門家は、報酬を

受ける。

事務局の職員は、委員会が任命する。

事務局長は、前記の作業団体又は専門家団体のため書記役を引き受けれる。

事務局の職員は、委員会が任命する。

この機関の業務を遂行するため又は

経費の増額が必要であると認めるときは、その旨を加盟国に要請すること

ができる。

批准書は、フランス共和国政府に寄託されるものとし、同政府は、各署名国にその寄託の日を通告する。

第三十三条

この条約に署名しなかつた国は、第三十二条に定める期限の満了後にこの条約に加入することができる。

加入書は、フランス共和国政府に寄託されるものとし、同政府は、すべての署名政府又は加入政府にその寄託の日を通告する。

第三十四条

この条約は、十六番目の批准書又は加入書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

この条約は、その効力発生の日の後にこれを批准し又はこれに加入した国については、その国による批准書又は加入書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

フランス共和国政府は、この条約の効力発生の日を各加盟国に通告する。

第三十五条

すべての国は、署名若しくは批准の時又は他のいかなる時においても、自國が國際的に代表する領域の全部又は一部にこの条約を適用する旨を、フランス共和国政府にあてた通告により宣言することができる。この条約は、フランス共和国政府は、各この通告を受領した日の後三十日

目の日から、この通告において指定された一又は二以上の領域に適用する。

フランス共和国政府は、この通告を他の政府に通報するものとする。

第三十六条

この条約は、最初の効力発生の日から十二年間効力を有する。

この条約は、有効期間の満了の少なくとも六箇月前にこの条約を廃棄しない加盟国において、さらに六年間効力を有し、その後も同様とする。

廢棄は、フランス共和国政府にてた書面による通告により行なわれるものとし、同政府は、その通告を加盟国に通報する。

第三十七条

機関は、会議の決定により解散することができる。ただし、会議における代表者を表決の時にそのための全権委任状を所持する場合に限る。

第三十八条

この条約の加盟国が十六未満になるときは、会議は、この条約を無効なものとする必要があるかどうかについて加盟国と協議することができる。

第三十九条

この条約の加盟国が十六未満になるときは、会議は、この条約を無効なものとする必要があるかどうかについて加盟国と協議することができる。

第四十条

この条約は、フランス語により本書一通を作成されるものとし、同本書は、フランス共和国政府の記録に寄託されるものとする。同政府は、すべての署名政府及び加入政府に認証謄本を送付する。

改正を受諾した加盟国は、フラン

ス共和国政府に対し、その受諾を書面をもつて通告するものとし、同政府は、受諾した旨を他の加盟国に通報する。

改正は、フランス共和国政府がすべての加盟国から受諾の通告を受領した後三箇月で効力を生ずる。改正がこうしてすべての加盟国によつて受諾されたときは、フランス共和国政府は、すべての加盟国及び署名政府に対し、その旨をその効力発生の日とともに通報する。

改正の効力発生後は、いかなる政府も、その改正を受諾することなく、この条約を批准し、又はこれに加入することはできない。

ベルギーのために
A. H. t. ピネ

イランのために
J. ガイエフスキ

ローランドのために
H. S. マリク

モナコのために
M. スタファ・ヴィロヴィツチ

ローランドのために
W. V. ブーツェール

エーゴースラヴィアのために
E. ヴェーネル

スウェーデンのために
K. I. ウエストマン

イングランドのために
R. ローランド

ドミニカ共和国のために
D. フランコ

スイスのために
A. ライース

サリ

ノールウェーのために
J. ギヨーム

ルーマニアのために
H. ヨハニス

オーストリアのために
F. チェコスロバキア

スコットランドのために
E. ヴィルヘルム

アロイス・フォルグルーベル

フィンランドのために
S. ハンガリー

ヨハン・ヘロ

デンマークのために
E. ヴィルヘルム

オーストリアのために
J. チェコスロバキア

スコットランドのために
S. ハンガリー

ルーマニアのために
I. ヴィルヘルム

アロイス・フォルグルーベル

フィンランドのために
S. ハンガリー

ヨハン・ヘロ

デンマークのために
E. ヴィルヘルム

オーストリアのために
J. チェコスロバキア

スコットランドのために
S. ハンガリー

ルーマニアのために
I. ヴィルヘルム

アロイス・フォルグルーベル

フィンランドのために
S. ハンガリー

ヨハン・ヘロ

デンマークのために
E. ヴィルヘルム

オーストリアのために
J. チェコスロバキア

スコットランドのために
S. ハンガリー

ルーマニアのために
I. ヴィルヘルム

アロイス・フォルグルーベル

フィンランドのために
S. ハンガリー

ヨハン・ヘロ

昭和三十六年二月一十九日 参議院会議録第十五号 国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件外 一件

1
1
9

に改め

八九〇	八九〇	八九〇	八九〇
一、八九〇	二、八九〇	三、八九〇	四、八九〇
五、五四〇	五、五四〇	五、五四〇	五、五四〇
六、三七〇	六、三七〇	六、三七〇	六、三七〇
五、五四〇	五、五四〇	五、五四〇	五、五四〇

附
則

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定め
る。ただし、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律附則第

日本国大使館に關する部分を加える
改正規定は、昭和三十六年四月一日
から施行する。

〔木内四郎君登壇、拍手〕

○木内四郎君
木内四郎君　ただいま議題となりました
した条約及び法律案各一件につきまして
て、外務委員会における審議の経過並
びに結果を一括して御報告いたします。

【国際法廷計量機関を設立する
条約の締結について承認を求めるの件
について申し上げます。

明治八年のパリ貿易条約があり、わが
國も明治十八年以來その加盟國として
活動して參つたのであります。が、本條
約は、メートル条約を補完するものと
して、昭和三十年十月、パリにおい

て採択、署名され、昭和三十三年五月に効力を発生するに至つたものであります。本条約は、計量器の実際の使用から生ずる技術上、行政上の諸問題の国際的解決と、そのための国際協力とを目的とする国際法定計量機関の設立、同機関の任務、事業等について規定したものであります。

この法律案の第一点は、在外公館の名称及び位置を定める法律を改正し、南米及びアフリカ諸国におけるわが國在外公館の新設及び昇格を定めたることであります。まず、南米におきましては、エクアドル、ボリビア、ペラグアイ、ウルグアイの四公使館をそれぞれ大使館に昇格させるとともに、ブラジルのレシフェに総領事館を新設し、またアフリカにおきましては、セ

この法律案の第二点は、以上の新設、昇格に伴い、これら在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸を定めるため、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正したことであります。

○議長(松野謙平君) 総員起立と認な
ます。よつて本案は全会一致をもつて
可決せられました。

五千万円が、昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

附带決議

政府は、速かに、開拓金融制度に全面的検討を加え、これが根本的な改善を図るとともに、開拓者の負債の実情を明らかにして、これが整理に關し、抜本的な措置を考究すべきである。

諸団の計量制度の現状等について質疑を終局し、討論、採決の結果、全会一致をもつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

政府の説明によりますと、わが國としては、南米及びアフリカ諸国の動向が今後の世界情勢に重要な意義を持っていること、また、これら諸国は、わが國の貿易及び経済協力あるいは移住団振興等の各分野において重要な相手国であることをかんがみ、これら諸国との関係をさらに緊密化させるために、これらの新設、昇格を定めるものであります。

○議長(松野謙平君) 賛員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、開拓者の營農資金の融通を円滑にするため、中央開拓團と拓殖資本保証協会对する政府からの出資金を、五千萬円増額して、五億四千万円にしようとするものであつて、妥当な措置と認める。
なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

開拓融資保証法の一部を改正する法律
開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）の一部を次のよう
に改正する。
第五条第二項中「四億九千万円」を
「五億四千万円」に改める。

この法律案の第一点は、在外公館の名称及び位置を定める法律を改正して、南米及びアフリカ諸国におけるわが國在外公館の新設及び昇格を定めたることであります。まず、南米におきましては、エクアドル、ボリビア、パラグアイ、ウルグアイの四公使館をそれぞれ大使館に昇格させるとともに、ブラジルのレシフェに総領事館を新設し、またアフリカにおきましては、セネガル、ソマリア、チャード、中央アフリカ共和国、カメルーン、旧フランス領コンゴー、ガボン、ニジェール、マリ、モーリタニア、上ヴォルタ、ダホメ、トーゴ、象牙海岸共和国、ギニア、アリベリア、マダガスカルの十七ヶ国に大使館を新設し、このうちセネガルのみ実館を設置し、他は兼轄大使館とすることとし、さらに、南アフリカ連邦、モロッコ、スー丹の各公使館及びナイロビ領事館を、それぞれ使館及び総領事館に昇格させるものであります。

この法律案の第二点は、以上の新設、昇格に伴い、これら在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸を定めるため、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正したことがあります。

委員会の審議におきましては、大公使の任免と認証の制度等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ります。

委員会は、昨二十八日質疑を終局し、討論、採決の結果、全会一致をもつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野謙平君) 別に御発言もなければ、これより両件の採決をいたします。

まず、国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求める件を問題に供します。本件を承認するとともに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野謙平君) 総員起立と認めます。よって本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認ります。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

(内閣提出、衆議院送付)を議題といなします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長藤野繁雄君。

審査報告書

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十四日

農林水産 藤野 繁雄

委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、開拓者の営農資金の融通を円滑にするため、中央開拓融資保証協会に対する政府からの出資金を、五千万円増額して、五億四千万円にしようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のための経費として、

五千万円が、昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

附帶決議

政府は、速かに、開拓金融制度に全面的検討を加え、これが根本的な改善を図るとともに、開拓者の負債の実情を明らかにして、これが整理に關し、抜本的な措置を考究すべきである。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月二十二日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野 勝平殿

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

第五条第二項中「四億九千万円」を「五億四千万円」に改める。

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

○藤野繁雄君 ただいま議題となりました。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を報告いたしました。

開拓者の営農に必要な資金の融通を

円滑にするため、開拓融資保証法に基

づいて、中央及び都道府県の開拓融資

保証協会が債務の保証を行なうことに

なっており、今は、中央開拓融資保証

協会に出資しているのであります。

この国の出資を五千万円増額して保証

力を拡大しようとするのが、この法律

案の提案の理由とその内容であります。

委員会におきましては、政府当局か

ら提案理由等の説明を聞き、質疑に入

り、開拓をめぐる諸般の問題について

が、これが詳細は会議録に譲ることを

御了承願いたいります。

かくて質疑を終わり、討論に入り、

別に発言もなく、採決の結果、この法

律案は、全会一致をもつて原案通り可

決すべきものと決定いたしました。

続いて、開拓金融制度の改善と開拓

者の負債の整理に関し政府の善処を

求める趣旨の付帯決議を、これまで全

会一致をもつて委員会の決議とするこ

とに決定し、この付帯決議に対しても

井原農林政務次官から、その趣旨を尊

重して善処したい旨の発言がありまし

たことを申し添えて、報告を終わりま

す。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより本案の採決をいたし

ます。

本案全部を問題に供します。本案に

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。よって本案は全会一致をもつて

可決せられました。

――――――――――――――――――――

本会全部を問題に供します。本案に

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

</

定によるほか、工事別等の区分により行なうものとする。

2 特定港湾施設工事勘定の工事別等の区分に応する収入金は、当該区分に応する費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剩余を生じたときにおける当該剩余の処理について必要な事項は、政令で定める。

3 特定港湾施設工事勘定において、工事別等の区分による歳出には、当該区分による歳入の収納済額をこえて(予備費の使用)

第十五条 港湾整備勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

2 特定港湾施設工事勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

2 特定港湾施設工事勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額で工事別等の区分によるものに相当する額を限度として、工事別等の区分に従つて使用することができる。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十六条 港湾整備勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額をこえて、工事別等の区分による歳出には、当該区分による歳入の収納済額をこえて(予備費の使用)

第十七条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

第十八条 港湾整備勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 特定港湾施設工事勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余を生じたときは、これを工事別等の区分により翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十六条 運輸大臣は、毎会計年

度、歳入歳出予定計算書と同一の区分によるほか、特定港湾施設工事勘定にあつては工事別等の区分に従つて、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に交付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

1 当該年度の事業実績表
2 債務に関する計算書

3 第十条第三項本文の規定は、前項の書類について準用する。

4 昭和三十六年四月一日から施行する。

5 特定港湾施設工事特別会計の廃止の際同会計に属する資産及び負債は、政令で定めるところにより、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

6 前項の規定によりこの会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に帰属した地方債証券(港湾施設工事勘定に帰属した地方債証券)は、當該法に基づく法務局の発行する債券を含む。(以下同じ。)の償還金及び利子は、それぞれその歸属した勘定の歳入とし、同項の規定によりこれら勘定に歸属した旧特定港湾施設工事特別会計の借入金の償還及び利子は、それぞれその歸屬した勘定の歳出とする。

7 前項に規定する地方債証券の償還金及び利子は、同項に規定する借入金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、その財源に充てたなお残余があるときは、その残余の額は、直轄港湾整備事業又は特定港湾施設工事等に関する費用のうち國庫が負担するものの財源に充てなければならない。

8 第六項に規定する借入金の償還に關する事務は、大蔵大臣が行なう。

9 第六項に規定する借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、特定港湾施設工事等に係るものにあつては工事別等の区分に従つて特定港湾施設工事勘定から、

その他の工事に係るものにあつては港湾整備勘定から、それぞれ国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

10 特定港湾施設工事特別会計の昭和三十五年度分の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により翌年度に繰り越して使

用することができるものがあると

きは、その使用は、特定港湾施設工事等に係るものにあつては特

定港湾施設工事勘定において行なるものと

する。

11 第十条第二項又は第十三条第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予定計算書等又は予算に添附すべき前年度の事業実績表及び前年度の事業計画表は、昭和三十六年度分(前前年度の事業実績表に

ついては、昭和三十七年度分を含む)に限り、これらの規定にかかる

わらず、その添附を要しないものとする。

12 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二十六条第一項第三号の二中

「特定港湾施設工事特別会計」を

この会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に改める。

昭和三十六年三月二十九日 參議院會議錄第十五号 港湾整備特別會計法案外一件

(約定期間が一年未満のものを除く。)の合計額をこえる場合には、当該払戻しをする預託金のうちそ

のこえる額に達するまでのものに

対しては、法第四条第三項及び第

四項の規定にかかわらず、これら

の規定による利子を附するほか、

昭和三十六年度以後当分の間、次

に掲げる利率により利子を附す

一
當該項款之法第四條第三項

三款預託金が法第4条第3項

第三号が既第三号であると
より利子を附するものであると

きは、これらの規定に掲げる利

率と同項第六号に掲げる利率と

の差に相当する利率

二 当該預託金が法第四条第四項

第三号から第五号までの規定に

より利子を附するものであると

きは、その預託されていた期間

を約定期間とみなして前号の規

定に準じて算出した利率

前項各号の規定による料子は

日二、当該預託金の超過預託期間

田に当該預託金の総額預託期間
を記入し、印押せしめること。

のとする。

總理府設置法（昭和二十四年法）

律第二百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十五条第一項の表中「資金運用審議会」を「資金運用審議会」に改める。

9 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条の見出し及び同条第一項中「資金運用部資金運用審議会」を「資金運用審議会」に改める。

設工事勘定においては、特定港湾施設工事及び関係受託工事に關する經理を行なうこととし、これに必要な歳入歳出事項等を規定しております。このほか特別会計として必要な事項並びにこの会計の設置に伴う経過的措置等を定めることとしております。なお、本案は昭和三十六年度予算から適用し、特定港湾施設工事特別会計法は昭和三十五年度限りこれを廢止することにしております。

委員会の審議におきましては、日本輸出入銀行の輸出金融の利子が四名といふ低位に置かれている理由及び同行の金利の決定要因、協調融資の割合、一會社に対する貸出限度の可否、融資決定の手続等、同行の業務運営に関する一般的な質疑が行なわれたのであります。が、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、成瀬委員より、「昭和三十五年度第二次予算補正の際の一般会計から産業投資特別会計資金への繰り入れに関する財政法上の疑義はまだ解決されていない。また、協調融資の原則をはずれた自由裁量による貸出がなされることはどうかと思われるのでは、明確にすべきである」旨の反対意見が述べられ、天田委員より、「昭和三十五年度第二次予算補正是財政法違反であり、従つて、この措置も違反である。また、融資の方法が、資本金の数倍にも及ぶ貸し出しをなし、大企業に利益を与えて いるが、小さな貸し出しをするならば、その資金を中小企業に回すべきである」旨の反対意見が述べられ、また、須藤委員より、「日本輸出入銀行は國策の名のもとに大資本育成を目的としているので、同行の設立それ自体に反対であるから本案に反対する」旨の意見が述べられ、さらに山本委員より、「日本の経済成長を進める上で、国際收支の改善が重

要であり、それには日本輸出入銀行の
低利輸出金融等による輸出振興対策が
必要である。また、大企業及び一會社
に対する過大な融資が反対理由とされ
ているが、船舶金融の場合、多くの中
小企業である下請会社に資金が流れて
いること、一會社に対する過大な融資
については、國策会社であることから
見てこの非難は当たらない等の理由か
ら、日本輸出入銀行の資力を充実する
ために今回産業投資特別会計から出資
することは妥當である旨の賛成意見
が述べられ、採決の結果、多數をもつ
て原案通り可決すべきものと決定いた
しました。

第三に、資金運用部預託金で約定期間七年以上のものに対しては、通常の利率年六分による利子を付するほか、当分の間、毎年度の收支を勘案して、大蔵大臣が資金運用審議会の意見を開いて定めるところにより、特別の利子を付することにしようとというのであります。

第四に、簡保余裕金として預託された資金で預託期間が一年以上七年未満のもののうち、新たに預託された余裕金の額に応じて払い戻されるものに対しては、当分の間、原則として年六分まで預託利回りの向上をはかることにしようというのであります。

第五に、資金運用部預託金利率の特例に関する法律を廃止しよるとするものであります。

本案審議においては、資金運用部資金のあり方、厚生年金・国民年金の還元融資の基準及び融資対象、簡保資金の預託金利と郵便貯金預託金の金利の差異、審議会の委員報酬等について質疑がなされたのであります。その詳細は会議録によって御承知願います。

かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

まず、港湾整備特別会計法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、資金運用部資金法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、矯正医官修学資金貸与法案の目的

第一条 この法律は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院(以下「矯正施設」という。)における医療の重要性にかんがみ、医師たる矯正施設の職員の充実に資するため、医学を専攻する者で将来矯正施設に勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与することを目的とする。

(矯正医官修学資金)

第二条 政府は、次の各号に掲げる者であつて将来矯正施設に勤務しようとするものの申請により、その者に無利息で矯正医官修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

(保証人)

第五条 修学資金の貸与を受けようとする者は、政令の定めるところにより、保証人を立てなければならぬ。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。(貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留)

第六条 政府は、第一条の規定による契約の相手方(以下「修学生」という。)が次の各号の一に該当するに至つたときは、その契約を解除するものとする。

一 大学を卒業して、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第

二 大学を卒業して、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第

3 政府は、修学生が正当な理由がなくて第十二条に規定する学業成績表の提出を行なわず、又は同条に規定する健康診断を受けない場

ままで、港湾整備特別会計法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

矯正医官修学資金貸与法案

矯正医官修学資金貸与法案

第三条 修学資金は、貸与の契約に定められた月から、実地修練を終了する日の属する月までの間、毎月、政令で定める額を貸与するものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ、二月分又は三月分をあわせて貸与することができる。

(修学資金の総額)

第四条 政府は、第二条の規定により修学資金を貸与する旨の契約を結ぶ場合には、当該年度において結ばれる契約に基づいて貸与すべき修学資金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにならなければならない。

五 死亡したとき。

六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込がなくなつたと認められるとき。

四 修学資金の貸与を受けることと誓退したとき。

三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

二 心身の故障のため修学の見込がなくなつたと認められるとき。

一 退学し、医学を専攻して大学を卒業した後引き続き実地修練を行なわず、又は実地修練を行めたとき。

第七条 政府は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学期の処分を受けた日から復学した日までの属する月の翌月分から復学した日まで修学資金の貸与を行なわないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

第八条 政府は、修学生が正当な理由があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

第九条 政府は、修学生が正當な理由がなくて第十二条に規定する学業成績表の提出を行なわず、又は同条に規定する健康診断を受けない場

する」とができるものとすること。第二に、修学資金は原則として毎月一定額を貸与すること。第三に、修学資金被貸与者は、実地修練後、直ちに矯正施設の医師となり、資本貸与期間の一倍半に当たる期間を勤務した場合には、その返還債務を免除することとし、また一定期間医師としては一部の免除を認めるものとすること等のほか、所要の規定を設けてあります。

当委員会におきましては、慎重に審議を重ね、適切な質疑が行なわれ、それに対し政府側より説明がありました。が、その詳細につきましては会議録に譲ることにいたします。

かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、

日程第九、医療金融公庫法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長吉武惠市君。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

中小企業退職金共済法(昭和三十一年四月法律第百六十号)の一部を次のようにより改正する。

第二条第一項中「百人」を「二百人」に、「三十人」を「五十人」に改める。

第十四条中「(その者に係る掛金納付月数が二十四月以上者に限る。)」を「三十六月以上」に改める。

別表第一中二四月から五月までの部分を次のよう改める。

	二四月	四、八〇〇円	二、四〇〇円
二五月	五、〇〇〇円	一、五〇〇円	
二六月	五、二〇〇円	二、六〇〇円	
二七月	五、四〇〇円	二、七〇〇円	
二八月	五、六〇〇円	二、八〇〇円	
二九月	五、八〇〇円	二、九〇〇円	
三〇月	六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	
三一月	六、二〇〇円	三、一〇〇円	
三二月	六、四〇〇円	三、二〇〇円	
三三月	六、六〇〇円	三、三〇〇円	
三四月	六、八〇〇円	三、四〇〇円	
三五月	七、〇〇〇円	三、五〇〇円	

三六月	七、五八〇円	三、六〇〇円
三七月	七、七九〇円	三、七〇〇円
三八月	八、〇〇〇円	三、八〇〇円
三九月	八、二一〇円	三、九〇〇円
四〇月	八、四二〇円	四、〇〇〇円
四一月	八、六三〇円	四、一〇〇円
四二月	八、八四〇円	四、二一〇円
四三月	九、一七〇円	四、三六〇円
四四月	九、五〇〇円	四、五二〇円
四五月	九、八四〇円	四、六八〇円
四五六	一〇、一八〇円	四、八四〇円
四七月	一〇、五二〇円	五、三〇〇円
四八月	一〇、八六〇円	五、一六〇円
四九月	一一、一二〇円	五、四八〇円
四五月	一一、五四〇円	五、四八〇円
四五月	一一、八六〇円	五、六四〇円
五二月	一二、一八〇円	五、七九〇円
五三月	一二、五〇〇円	五、九四〇円
五四月	一二、八二〇円	六、〇九〇円
五五月	一二、一一〇円	六、二三〇円
五六月	一二、四一〇円	六、三七〇円
五七月	一三、七一〇円	六、五一〇円
五八月	一四、〇一〇円	六、六五〇円
五九月	一四、三〇〇円	六、七九〇円

1

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に中小企業者が共同して実施している從業員のための退職金積立の事業(以下

別表	金額	月数
	一〇〇円	一月
	二〇〇円	二月
	三〇〇円	三月
	四〇〇円	四月
	五〇〇円	五月
	六一〇円	六月
	七一〇円	七月

「積立事業」といふ。)で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定するものに参加している中小企業者が、この法律の施行後一年以内に、当該従業員を被共済者として退職金共済契約を締結し、当該従業員について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で、別表の上欄に定める金額に当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を百円で除した数を乗じて得た金額を中小企業退職金共済事業團に納付したときば、その下欄に定める月数を掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数(その期間の月数が七十二月をこえるときは、七十二月)をこえることができない。

3 労働大臣は、前項の規定により積立事業の認定の基準に関する労働省令を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣と協議しなければならない。

八一〇円	八月	三、七〇〇円	三四月	七、〇〇〇円	六〇月
九一〇円	九月	三、八二〇円	三五月	七、一四〇円	六一月
一、〇一〇円	一〇月	三、九四〇円	三六月	七、二七〇円	六二月
一、一三〇円	一一月	四、〇六〇円	三七月	七、四一〇円	六三月
一、一三〇円	一二月	四、一八〇円	三八月	七、四五〇円	六四月
一、三四〇円	一月	四、二〇〇円	三四〇月	七、八一〇円	六五月
一、三四〇円	二月	四、二三〇円	四〇月	七、九六〇円	六六月
一、五六〇円	五月	四、五五〇円	四一月	八、一一〇円	六八月
一、六六〇円	六月	四、六七〇円	四二月	八、二五〇円	六九月
一、七七〇円	七月	四、七九〇円	四三月	八、三九〇円	七〇月
一、八八〇円	八月	四、九二〇円	四四月	八、五四〇円	七月
一、九九〇円	九月	五、〇四〇円	四五月	八、五三〇円	七一月
一、九九〇円	一〇月	五、一七〇円	四六月	八、六七〇円	七月
二、一〇〇円	一一月	五、三〇〇円	四七月		
二、二一〇円	一二月	五、四二〇円	四八月		
二、三二〇円	一二月	五、四二〇円	四九月		
二、四三〇円	二三月	五、五五〇円	四五月		
二、五五〇円	二四月	五、六八〇円	五一月		
二、六六〇円	二五月	五、八一〇円	五二月		
二、七七〇円	二六月	五、九四〇円	五三月		
二、八九〇円	二七月	六、〇七〇円	五四月		
二、九〇〇円	二八月	六、二〇〇円	五五月		
三、一二〇円	二九月	六、三三〇円	五六月		
三、一二〇円	三〇月	六、四六〇円	五六月		
三、三五〇円	三一月	六、六〇〇円	五七八月		
三、四七〇円	三二月	六、七三〇円	五六月		
三、五八〇円	三三月	六、八六〇円	五九月		

八一〇円	八月	三、七〇〇円	三四月	七、〇〇〇円	六〇月
九一〇円	九月	三、八二〇円	三五月	七、一四〇円	六一月
一、〇一〇円	一〇月	三、九四〇円	三六月	七、二七〇円	六二月
一、一三〇円	一一月	四、〇六〇円	三七月	七、四一〇円	六三月
一、一三〇円	一二月	四、一八〇円	三八月	七、四五〇円	六四月
一、三四〇円	一月	四、二〇〇円	三四〇月	七、八一〇円	六五月
一、三四〇円	二月	四、二三〇円	四〇月	七、九六〇円	六六月
一、五六〇円	五月	四、五五〇円	四一月	八、一一〇円	六八月
一、六六〇円	六月	四、六七〇円	四二月	八、二五〇円	六九月
一、七七〇円	七月	四、七九〇円	四三月	八、三九〇円	七〇月
一、八八〇円	八月	四、九二〇円	四四月	八、五四〇円	七月
一、九九〇円	九月	五、〇四〇円	四五月	八、五三〇円	七一月
一、九九〇円	一〇月	五、一七〇円	四六月	八、六七〇円	七月
二、一〇〇円	一一月	五、三〇〇円	四七月		
二、二一〇円	一二月	五、四二〇円	四八月		
二、三二〇円	一二月	五、四二〇円	四九月		
二、四三〇円	二三月	五、五五〇円	四五月		
二、五五〇円	二四月	五、六八〇円	五一月		
二、六六〇円	二五月	五、八一〇円	五二月		
二、七七〇円	二六月	五、九四〇円	五三月		
二、八九〇円	二七月	六、〇七〇円	五四月		
二、九〇〇円	二八月	六、二〇〇円	五五月		
三、一二〇円	二九月	六、三三〇円	五六月		
三、一二〇円	三〇月	六、四六〇円	五六月		
三、三五〇円	三一月	六、六〇〇円	五七八月		
三、四七〇円	三二月	六、七三〇円	五六月		
三、五八〇円	三三月	六、八六〇円	五九月		

〔審査報告書は都合により第十八号末尾に掲載〕

○吉武恵市君登壇、拍手

○吉武恵市君 ただいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案並びに医療金融公庫法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業退職金共済制度は、昭和三十四年十一月に発足したものであります。が、今回本制度に若干の改善を加えて、一そく普及發展をはかるうとするのが、本改正案の趣旨であります。

その要旨は、第一に、適用事業の範囲を、製造業等では常用従業員百人以下を二百人までに、商業またはサービス業では同じく三十人以下を五十人までに、それぞれ拡大すること。

第二に、退職金等の給付額を増加して、その額が掛金相当額に達するのに必要な掛金納付月数を三年半から二年間に短縮するとともに、退職金に対する

昭和三十六年三月二十四日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

医療金融公庫法の一部を改正する法律案
医療金融公庫法の一部を改正する法律案外す

医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「十億円」を「三十億円」に改める。

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則

み替えるものとする。

附則第三十二条中「第四項」を「第五項」と改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(遺族に関する経過措置)

第二条 改正後の公共企業体職員等の遺族の範囲及び順位に関する規定は、この法律の施行前に給付事

附則第十九条第一項中「恩給に關する法令の規定による普通恩給（軍人恩給及び恩給法第四十六条の規定による普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。）」を「普通恩給」に改める。

附則第十六条第一項前段中「附則第五条から第十八条まで」を「附則第五条、第六条、第八条、第九条、第十一条から第十八条まで」に改め、同項後段を次のように改め、同項の表及び同条第二項後段を削る。

この場合において、これらの規定中「施行日」とあるのは「転入した日」と、附則第五条第一項第四号及び第十一條第一項第二号から第五号までの規定中「職員」と及びその前又は後に引き続く職員以外の国家公務員」とあるのはそれぞれ「職員又は国家公務員」と読

六十一条第一項各号の一に該當するに至るまでは、なお従前の例により、当該遺族年金の支給を受けることができる。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定によりこの法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金の支給を受けるべき遺族である者（新法の規定による遺族年金の支給を受けるべき遺族に該当する者を除く。）は、この法律の施行後も、旧法第

由が生じた遺族年金についても、適用する。ただし、新法の規定による遺族年金の支給を受けるべき遺族以外の者が改正前の公共企業体職員等共済組合法(以下「旧法」という。)の規定によりこの法律の施行の時までの間にについて支給を受けた遺族年金は、返還することを要せず、新たに新法の規定により遺族年金の支給を受けるべき遺族となつた者に対し支給すべき当該遺族年金でこの法律の施行の時までの間に係るものは、支給し

第四条 新法附則第十条の規定は、
この法律の施行前に退職した更新
組合員についても、適用する。

2 この法律の施行前に給付事由が生じた遺族一時金（前項に規定するものを除く）に係る遺族の範囲及び順位については、なお従前の例による。

六十一条第一項各号の一に該当するに至るまでは、当該遺族年金の支給を受けることができない。

第三条 この法律の施行前に給付事由が生じた遺族一時金で旧法の規定による遺族がいないため支給されなかつたものについて、当該組員であつた者の死亡の時において新法の遺族の範囲に関する規定を適用するとしたならば当該遺族が一時金の支給を受けるべき遺族がある場合は、この法律の施行の日において、その新法の規定による遺族に当該遺族一時金を支給す

(組合員期間の計算に関する特例) き、なお從前の例による。

第六条 この法律の施行前に退職し又は死亡した更新組合員及び転入組合員(以下「更新組合員等」という。)について、次の期間を組合員期間に算入して旧法の規定を適用するとしたならばその者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる場合は、昭和三十五年七月一日からその期間を組合員期間に算入して、これらの

付」と「退職時金」とあるのは、「一時金である給付」と読み替えるものとする。

3 新法附則第十六条第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六条第二項及び第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員であつた者又は更新組合員であつた者の遺族」と、「その時まで」とあるのは「公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第一号）」の施行の日の前日まで」と、「退職年金若しくは減額退職年金」及び「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「年金である給

4 第一項及び前項の規定は、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

5 新法附則第十六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六条第三項中「退職一時金」とあるのは「一時金である給付」と、

る更新組合員等がこの法律の施行前に退職し又は死亡した場合において、その者又はその遺族がすでに旧法の規定により退職年金若しくは減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有するときは、昭和三十五年七月分以降について、そ

者に退職年金又は遺族年金を支給する。

一 旧法附則第五条第一項第一号
イに掲げる恩給公務員期間

二 一時恩給である軍人恩給の基礎となつてゐる恩給公務員期間

前項各号に掲げる恩給公務員期間には、普通恩給である軍人恩給（以下「軍人普通恩給」という。）又はこれに係る扶助料（以下「軍人扶助料」という。）を受ける権利の基礎となつてゐる恩給公務員期間を含まないものとする。

より、当該軍人普通恩給を消滅させて組合員期間に算入することとしております。

その第二点は、国家公務員共済組合法の例にならない、組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にも、遺族年金を支給する制度を設けることとしております。

その第三点は、遺族の範囲に関する改正でありまして、現行法において組合員または組合員であった者の死當時、その夫、父母または祖父母について、五十五才以上でなければ遺族給付を受けることができる遺族と

については、五十五才以上でなければこれを改正し、この年令による資格を問わないこととし、ただし遺族年金の支給は五十五才まで停止することとしております。

その他、更新組合員等の長期給付等に関する規定につきまして、法施行後約四年半の運営の状況にがんかみ所要の整備をいたしております。

内閣委員会は前後六回委員会を開き、この間、小金郵政大臣、国鉄初め三公社企業体の各副総裁その他関係政

府委員の出席を求めて、本法律案を審議いたしましたが、その審議において問題となつたおもな点は、国家公務員と三公社職員との期間の通算問題、軍人恩給公務員期間の算入に伴う経費の負担方法、三公社における積立金の運用方法、旧令共済組合員期間と

三公社職員期間との通算問題、共済組合連盟を法人化する理由とその運営状況等の諸点でありまして、特に、今回

の改正措置により経費の負担が組合員にしわ寄せせられ、その結果、組合員の掛金がさらに増額される懸念がないかどうか。また昨年三月、社会保険制度改革審議会より、公共企業体職員等共済組合法の運営審議会の組織を中心委員会を加えた三者構成にせらるべき趣旨の答申が提出されたが、この答申に対する政府の所見につき、小金郵政大臣とたが、その詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会におきまして質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して山本委員より、現行法では、資格期間としてみる範囲を、昭和二十三年六月三十日までに職員となり、以後施行日まで引き続ぎ職員である者に限っているが、これを昭和三十一年六月三十日までに広げることとする趣旨の修正案が提出せられた。附帯決議案を付して修正案及び修正部分を除く原案に賛成の旨の発言がありました。

右決議する。

二、日本国有鉄道はじめ三公社に再採用された者について再採用前の職員の在職期間を組合員の期間としてすべて通算すること。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は委員会修正通り議決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議なしと認めます。まず、委員長の報告を求めます。通信委員長鈴木恭一君。

〔審査報告書は都合により第十八号末尾に掲載〕

政府は左の事項について、すみやかに検討し、その実現を期せられたい。

なお、右の附帯決議につき、小金郵政大臣より特に発言を求められました。

なお、右の附帯決議につき、小金郵政大臣より特に発言を求められました。

よつて国会法第八十三条により送付

する。

昭和三十六年三月二十二日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

しましたところ、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定されました。

決した。

よつて国会法第八十三条により送付

する。

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

昭和三十六年三月二十九日 参議院会議録第十五号 放送法第二十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

第四条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむをえない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流

第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないと

2 前年度予算総則第五条による繰り越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第六条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使
用することができない。

第七条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還、または設備の改善に充てることができる。

によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができること。

第八条 前年度の決算において収支剰余金があつた場合は、これを本年度の前期繰越収支剰余金に計上し、経営委員会の議決を経て、借入金の返還または設備の改善に充てることができる。

第九条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならない。

第十一条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかえることができる。

第十二条 國際放送ならびに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その增加額は、それぞれ國際放送ならびに選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第十三条 業務に關連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

第八条 前年度の決算において収支
剩余额があつた場合は、これを本
年度の前期繰越収支剩余额に計上
し、経営委員会の議決を経て、借
入金の返還または設備の改善に充
てることができる。

第十条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

定の実力に付する交付金等に充てることとし、その額は、それぞれ国際放送ならびに選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

昭和三十六年度收支予算書

前期繰越收支支票金額		資本收入		資本收付		事業收入		資本支出		事業支出		予備金										
後期繰越 收支剩餘 金	予 備 金	閏 連 經 費	內 地 理 研 究 費	業 務 送 送 費	業 務 送 送 費	管 理 研 究 費	業 務 送 送 費	建 設 費	雜 費	交 付 金	受 取 信 息	放 送 債 券 償 還 價 值 減 少 金	資 本 支 出 入	資 本 支 出 入	事 業 收 入 出	事 業 收 入 出	資 本 (支 出)	資 本 支 出 入	事 業 收 入 出	資 本 支 出 入	資 本 收 入 入	資 本 收 入 入
四五、六八五、〇六〇	一〇六、八〇〇	三〇八〇、〇〇〇	一九、〇〇〇	一九、一九、二六〇	三七、一九、二六〇	一〇六、八〇〇	一〇六、八〇〇	一〇六、八〇〇	一〇三、四三〇	一二四、四一〇	一二四、四一〇	一、三六〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	八、五六五、八〇〇	八、五六五、八〇〇	予算額(單位千円)						
四五、六八五、〇六〇	一〇六、八〇〇	三〇八〇、〇〇〇	一九、〇〇〇	一九、一九、二六〇	三七、一九、二六〇	一〇六、八〇〇	一〇六、八〇〇	一〇六、八〇〇	一〇三、四三〇	一二四、四一〇	一二四、四一〇	一、三六〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	八、五六五、八〇〇	八、五六五、八〇〇	予算額(單位千円)						
三五〇、〇〇〇	一、七九一、〇九八	三、〇八〇、〇〇〇	三、八〇七、五七一	三、八〇七、〇一八	一一、九〇六、八六六	一一、九〇六、八六六	一一、九〇六、八六六	九、三八九、〇〇〇	九、三八九、〇〇〇	一、三〇一、八二〇	一、三〇一、八二〇	一、三〇一、八二〇	四五、六八五、〇六〇	四五、六八五、〇六〇	四五、六八五、〇六〇	四五、六八五、〇六〇	予算額(單位千円)					
三五〇、〇〇〇	一、七九一、〇九八	三、〇八〇、〇〇〇	三、八〇七、五七一	三、八〇七、〇一八	一一、九〇六、八六六	一一、九〇六、八六六	一一、九〇六、八六六	九、三八九、〇〇〇	九、三八九、〇〇〇	一、三〇一、八二〇	一、三〇一、八二〇	一、三〇一、八二〇	四五、六八五、〇六〇	四五、六八五、〇六〇	四五、六八五、〇六〇	四五、六八五、〇六〇	予算額(單位千円)					

なく受信できるよう難聴地域の解消、外国電波による混信の防あつならびに老朽設備の改善、近代化に努める。

一方、建設途上にあるテレビジョンについては、将来の周波数事情をも考慮し、総合・教育両放送網の早期完成に努力する。

及ぶより従来の受信料の免除範囲をさらに拡大し、前年度半額免除を実施した有線放送のみによるラジオ受信者三六万に対しては、その特殊な事情にかんがみ全額免除とするほか、貧困な身体障害者世帯四五万についても、その経済的、社会的事情を考慮し、ラジオ受信料全額免除の対象とする。

(+) ラジオにおいては、全国あま
業五ヵ年計画の達成を期し、放送
の全国普及と国民の要望するすぐ
れた放送の実施を通じ、国民生活
の向上充実に資する。

昭和三十六年度事業計画

に、娯楽番組等についてもその向上に努める。また、公正かつ迅速な報道を行なうため、取材網の整備強化を図る。

(四) 受信の普及については、低音及地域の開発、テレビジョン共同受信施設対策の積極化および放送の利用促進に努める。特に放送の利用については、辺地教育の振興に資するため、へき地の小・中学校に対する学校放送テキストの無料配布を行なう。

(五) 受信料の収納方法については、受信者の要望にこたえるため、従来の三ヶ月集金を二ヶ月集金に改めることとともに、受信料前納者に対して割引を実施する。

(六) 國際放送については、諸外国との親善に寄与し、經濟、文化の交流に資するため、その拡充を図る。

(七) 放送技術、放送番組の両分野にわたつて、研究機関をいつそ強化し、その成果を広く一般行と将来における事業の進展を期するため、職員に対する教育訓練の強化、給与の改善等を行なう。

二 建設計画

建設計画については、ラジオ放送網、テレビジョン放送網の建設に三四億四、三〇〇万円、演奏所、放送設備の改善、充実に四一億九、二〇〇万円、研究施設、一般施設等の整備に一七億五、四〇〇万円、総額九三億八、九〇〇万円をもつて施行する。

(一) ラジオ放送網計画

前年度に引き続き難聴地域の解消と外国電波による混信の防あつたため、名瀬ほか九局の中継放送局の建設、遠別ほか九局の第二放送増設、钏路第一放送ほか五局の増力を完成し、一周の増力等を進める。

また、東京における超大電力放送局の建設、FM放送実験局の建設についても、前年度に引き続きこれを進める。

これらに要する経費は、八億七五四〇万円である。

(二) テレビジョン放送網計画

総合放送の全国主要地域にに対する置局を完了するとともに、教育放送網のすみやかな全国普及を目標として建設を進め達成のため、音声調整設備、中継放送機器等の老朽設備の改善と近代化を進め、テレビジョンにおいては、番組内容の向上とローカル放送の充実を行なうとともに、ローカル番組の

すなわち、総合テレビジョン局においては、稚内ほか六局の建設を完成するとともに、一局ジョン局においては、青森ほか一三局の建設を完成するほか、一局の建設に着手する。また、局地的難聴地域の救済を図るために、人吉ほか三九局の小電力局建設を完成し、一〇局の建設に着手する。このほか、札幌総合放送局の増力等を進める。

これらに要する経費は、二五億六、七八〇万円である。

(三) 演奏所整備計画

ラジオ・テレビジョン放送網の進展ならびにテレビジョン放送時間の拡充に即応して演奏所の整備にともに、老朽、陳腐化施設の取り替え、改善を行なうこととし、東京においては、きたるべきオリエンピックを目指としての施設の整備を進めこれに要する経費は、一七億五、四〇〇万円である。

(四) 事業運営計画

要員および給与

定員としては、前年度一一、八六五人に対し、設備の増加、受信契約者の増加等による人員増六八九人のほか、本年度事業拡充計画の実施に伴う増員五八一人を予定し、總員一三、一三五人である。これに対する給与の総額は、八七億二、七三一萬九千円である。

ウ 通信施設関係については、専用回線数ならびに専用時間の増加、回線規格の向上等により、前年度二三億六、八五一万円に対し、四億六五七万一千円の増額となり、総額二七億七、五〇八万一千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度一〇二億三、二七〇万円に対し、一六億七、四一六万六千円の増額となり、総額一九億六八六万六千円である。

(二) 国内放送

ア 放送番組については、ラジオにおいては、番組内容を刷新し、テレビジョンにおいては、総合放送二時間、教育放送においては、番組内容の向上ととともに、ローカル番組の

拡充を図ることとし、総額七〇億七〇三万八千円をもつて実施する。すなわち、ラジオ番組制作に二六億四、六五六万円、テレビジョン番組の制作に三四億五、七一九万二千円、番組の編成企画その他に九億三二八万六千円である。

イ 放送施設の保守運用については、極力合理化を図ることとするが、設備の増加等により、前年度一七億六、九六〇万四千円に対し、三億五、五一万円三千円の増額となり、総額二一億二、四七四万七千円である。

ウ 通信施設関係については、専用回線数ならびに専用時間の増加、回線規格の向上等により、前年度二三億六、八五一万円に対し、四億六五七万一千円の増額となり、総額二七億七、五〇八万一千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度一〇二億三、二七〇万円に対し、一六億七、四一六万六千円の増額となり、総額一九億六八六万六千円である。

(三) 國際放送

國際放送については、従来の送信方向を一方向、送信時間を

三時間増加して、一八方向三一時間の放送を行なうほか、主要送信方向に対する使用周波数の増加等により、前年度三億二、五七三万四千円に対し、七、一九万七千円の増額となり、総額三億九、六九三万一千円である。

四 業務関係

業務関係については、極力受信者の維持増加に努めるとともに、放送番組の周知を徹底し、特に教育面への利用を促進する。また、受信料の収納方法について、三ヶ月集金を二ヶ月集金に改め、さらに、六ヶ月分

および一年分の受信料前納者に対しては、それぞれ割引を実施して、受信者へのサービスの改善と収納率の向上を図る。

このため、前年度二三億八、五一四万五千円に対し、七億八、四八七万三千円の増額となり、総額三〇億七、〇一万八千円である。すなわち、普及および受信改善関係に七億七、五六万一千円、契約収納関係に二三億九、三四五万七千円である。

四 管理関係

管理関係については、業務の合理化により、極力経費の節約に努めることとするが、設備の

増加等に伴う必要経費を予定するほか、職員の教育訓練の強化と職員退職手当の資金積立を実施する。このため、前年度二八億六、九七二万二千円に対し、

九億三、七八五万九千円の増額となり、総額三八億七五七万一千円である。

四 一般管理費に七億

七、五八五万九千円、倉庫の維持運用に六億九、四八七万一千円、社会保険、職員の厚生保健に一億二四万二千円、退職手当その他に一二億三、六五九万九千円である。

四 調査研究関係

調査研究関係については、番組関係において、番組編成の研究、放送効果の調査研究を行ない、技術関係において、カラーテレビジョン、UHF放送、テレビジョン国際中継等の研究を重点的に行なう。このため、前年度八億一、四七六万一千円に対し、三、九七二万六千円増額となり、総額八億五、四四七万七千円である。

以上のはか、事業運営のために必要な経費として、減価償却費三〇億八、〇〇〇万円、未収受信料欠損償却、支払利息等の

関連経費一七億九、一〇九万八千円、および予備金三億五、〇〇〇万円を計上するが、このうち

と職員退職手当の資金積立を実施する。このため、前年度二八億六、九七二万二千円に対し、

九億三、七八五万九千円の増額となり、総額三八億七五七万一千円である。

四 受信契約者見込数

(ラジオ)

(二) 有料契約者見込数

区 分	昭和三十六年度		昭和三十五年度		増 減
	年度初頭契約者数	年度内新規契約者数	年度内廃止契約者数	年度内增加契約者数	
大都市	二、三三〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇〇	△
中都市	一、三〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	△
小都市	一、一〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	△

(二) 受信料免除者見込数

(テレビジョン)

区 分	昭和三十六年度		昭和三十五年度		増 減
	年度初頭契約者数	年度内新規契約者数	年度内廃止契約者数	年度内增加契約者数	
大都市	六、三三〇〇〇〇	四、三三〇〇〇〇	三、三〇〇〇〇〇	三、三〇〇〇〇〇	△
中都市	二、二七〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	△
小都市	一、一〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	△

(二) 有料契約者見込数

区 分	昭和三十六年度		昭和三十五年度		増 減
	年度初頭契約者数	年度内新規契約者数	年度内廃止契約者数	年度内增加契約者数	
大都市	六、三三〇〇〇〇	四、三三〇〇〇〇	三、三〇〇〇〇〇	三、三〇〇〇〇〇	△
中都市	二、二七〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	△
小都市	一、一〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	△

応した合理的償却を実施する。また、建設計画の積極的推進と資本の充実を図るため、受信料収入から九億三、〇〇〇万円を建設費に充当する。

昭和三十六年度資金計画において年度初頭契約者数一、一五万一千人、年度内新規契約者数九九万人、同廃止契約者数三〇万人、受信料月額八五円をもつて算定した受信料収入予算九八億八、七四二万円から、収納不能による欠損見越額二億九三六万七千円を控除した受信料収納額九六億七、八〇五万三千円、テレビジョンにおいて年度初頭受信契約者数六三三万五千人、年度内新規契約者数二七三万人、同廃止契約者数三〇万人、受信料月額三〇円をもつて算定した受信料収入予算二六九億四〇〇万円から、収納不能による欠損見越額四億三八三万円を控除した受信料収納額二六五億一七万円、計三六一億七、八二二万三千円を予定する。

このほか、国際放送関係政府交付金一億三〇七万円、選舉放送開回相談等の雑収入二億一、四四一円、長期借入金一三億六、〇〇〇万円、放送債券四〇億円による入金三九億二、〇〇〇万円、固定資産売却金一、九〇〇万円、放送

事業計画に基づく本年度における資金計画は、次のとおりである。

一 本年度の入金額は、受信料収入については、ラジオにおいて年度初頭契約者数一、一五万一千人、年度内新規契約者数九九万人、同廃止契約者数三〇万人、受信料月額八五円をもつて算定した受信料収入予算九八億八、七四二万円から、収納不能による欠損見越額二億九三六万七千円を控除した受信料収納額九六億七、八〇五万三千円、テレビジョンにおいて年度初頭受信契約者数六三三万五千人、年度内新規契約者数二七三万人、同廃止契約者数三〇万人、受信料月額三〇円をもつて算定した受信料収入予算二六九億四〇〇万円から、収納不能による欠損見越額四億三八三万円を控除した受信料収納額二六五億一七万円、計三六一億七、八二二万三千円を予定する。

このほか、国際放送関係政府交付金一億三〇七万円、選舉放送開回相談等の雑収入二億一、四四一円、長期借入金一三億六、〇〇〇万円、放送債券四〇億円による入金三九億二、〇〇〇万円、固定資産売却金一、九〇〇万円、放送

四 後期繰越金	法定積立金	予備金	その他の支出	事業経費	放送設備建設改修費	長期借入金返済	法定積立金	予備金	その他の支出	放送債券返済	事業経費	放送設備建設改修費	長期借入金返済	法定積立金	予備金	その他の支出	放送債券返済	事業経費	放送設備建設改修費	長期借入金返済
三五八・五九二	三五七・七五	一〇〇・七六	一一〇・〇〇	二〇一・八五	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一一〇・〇〇	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	
三五八・五九二	三五七・七五	一〇〇・七六	一一〇・〇〇	二〇一・八五	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一一〇・〇〇	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	
三五八・五九二	三五七・七五	一〇〇・七六	一一〇・〇〇	二〇一・八五	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一一〇・〇〇	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	
三五八・五九二	三五七・七五	一〇〇・七六	一一〇・〇〇	二〇一・八五	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一一〇・〇〇	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	一〇〇・七六	

債券返済法定積立金からのおれい入額一億六八〇万円、その他返受金、前受金等一億九、五〇〇万円、計五九億二、八六四万円を見込む。

以上、入金額合計は、四二一億六八六万三千円である。

本年度の出金額は、事業経費一八七六、三一八万一千円、放送設備建設改修費九三

億八、九〇〇万円、放送債券返済金一億六八〇万円、長期借入金返済金九億三一六万円、放送債券返済法定積立金一三億一八二万円、予備金三億五、〇〇〇万円、その他放送債券利息、差入保証金等一三億一、一〇一万一千円をあわせ、合計四二一億二、四九七万三千円である。

資金の需要および調達を四半期にみれば、別表のとおりである。

(単位千円)

日本放送協会昭和三十六年度收支予算、事業計画及び資金計画に対する意見書

郵政大臣

昭和三十六年三月

日本放送協会昭和三十六年度收支予算、事業計画及び資金計画について、これらを通じ、次のとおり意見を付する。

一 建設計画については、受信困難な地域の救済、教育テレビジョン放送の普及及び放送番組の充実を図るため、小電力局の新設、既設局の増力、教育テレビジョン放送網の拡充及び演奏設備等施設の改善を行なうこととしているが、受信困難の解消及び教育テレビジョン放送の利用に対する公衆の強い要望並びに放送番組に関する受信者の多角的欲求に応ずるものとして適切な措置であり、また、日本放送協会(以下「協会」という。)の財政的能力に照らしても妥当な規模のものと認められる。なお、テレビジョン放送の空白地域を補完するための計画については、特に施策の積極的な推進を期待する。

二 事業運営の計画については、内放送番組の充実、低音及地域の開発、受信料免除範囲の拡大、受

信料徵収方法の改善、国際放送の拡充、調査研究の強化等をその重

点としているが、いずれも協会の任務に照らし、当年度に遂行すべき業務として適切なものと認められる。これらのうち、

(1) 受信料免除範囲の拡大については、標準放送の受信料につき広げようとするものであつて、社会的、経済的事情にかかわらず、国民ひとしく放送の利益を享受しうるよう措置すべき免除制度の目的にも合致し、前記放送網の拡充とあいまつて、放送の普及に資するため適切な措置である。

(2) 国内放送番組については、協会の任務にかんがみ、標準放送、テレビジョン放送の別なく十分なサービスを供給するとともに公正適切な放送の実施についても特段の配意を要するものと考える。

三 教育テレビジョン放送については、協会固有の公共的責務にかんがみ、前記放送網の拡充を図るほか番組の充実に格段の努力を傾け、テレビジョン放送の教育的効用を發揮すべきものと考える。

(3) 教育テレビジョン放送については、協会固有の公共的責務にかんがみ、前記放送網の拡充を図るほか番組の充実に格段の努力を傾け、テレビジョン放送の教育的効用を發揮すべきものと考える。

四

○ 鈴木恭一君登壇、拍手

（鈴木恭一君）

ただいま議論となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求める件について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和三十六

年度收支予算、事業計画及び資金計画について、当年度事業計画

規範に照応しておおむね妥当と認められる。しかしながら、

急速な減少傾向、事業進展の見通し、受信者負担の公平等をあわせ考慮し、昭和三十七年度実施を目標として、安定的な料金体系の確立につき根本的検討を行なう必要がある。また、

(1) 受信料について、テレビジョン放送受信契約者の増加の

すう勢、標準放送受信契約者の

急減

められる。

（鈴木恭一君）

ただいま議論となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求める件について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和三十六

年度收支予算、事業計画及び資金計画

について、当年度事業計画

について、当年度事業計画

昭和三十六年三月二十九日 参議院
につきまして、国会の承認を求めるんとするものでありますて、その内容を申し上げますと、
まず、收支予算につきましては、収入支出とともに総額四百五十六億八千五百万余円でありますて、これを前年度に比べますと、それぞれ八十三億八千六百余万円の増加となつております。なお、受信料収入については、前年度と同額の、ラジオ月額八十五円、テレビジョン月額三百円として、それぞれ算出しております。
次に、事業計画につきましては、その重点を、建設計画においては、受信困難な地域の解消、施設の改善、教育テレビジョン放送網の拡充に置いておあり、事業運営計画においては、放送番組の刷新充実、受信料免除範囲の拡大、受信料徴収方法の改善、国際放送の拡充、調査研究の強化等に置いております。
次に、資金計画につきましては、右収支予算及び事業計画に基づいて、年度中における資金の出入りに関する計画をいたしております。
これら収支予算等に対し、郵政大臣は、適切妥当なものと認める旨の意見を付しております。
通信委員会におきましては、郵政省及び内閣官房長官並びに日本放送協会につき、詳細かつ熱心に質疑を行ない、慎重審議いたしたのでありますが、最も活発に論議されましたのは、

ラジオ受信料制度の抜本的検討、特に、ラジオ、テレビ併用者の料金、前納割引等、料金制度に関するものでありまして、そのほか、FM放送計画の根本方針、大電力直局計画、外国電波による混信、職員給与の改善等が問題となつた点であります。

かくて質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木強委員より、及び民主社会党を代表して山田委員より、受信料制度に対する根本政策、難聴地域の解消の根本策等についての希望を付して賛成する旨の発言がありました。

かくて討論を終え、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り承認すべきものと議決した次第であります。

以上報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。

本件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半數と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

次会は明日午前十時より開会いたしました。議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

出席者は左の通り。	議長	松野 鶴平君
石田 次男君	牛田 寅君	
谷口 廉吉君	森 八三二君	
柏原 ヤス君	小平 芳平君	
田中 清一君	櫻井 志郎君	
加賀山之雄君	原島 宏治君	
稻浦 麗藏君	大泉 寛三君	
大竹平八郎君	加藤 正人君	
中尾 辰義君	白木義一郎君	
鈴木 恭一君	白井 勇君	
佐藤 芳男君	吉江 勝保君	
奥 むめお君	常岡 一郎君	
辻 武壽君	竹中 恒夫君	
苦米地英俊君	高瀬莊太郎君	
天坊 裕彦君	市川 房枝君	
堀 末治君	藤野 繁雄君	
村上 義一君	篠森 順造君	
千田 正君	北條 勲八君	
黒川 武雄君	山本 栄君	
野上 進君	米田 正文君	
谷村 貞治君	北畠 教真君	
岸田 幸雄君	増原 恵吉君	
川上 為治君	徳永 正利君	
手島 栄君	鍋島 直紹君	
石谷 憲男君		
山本 利壽君		
後藤 義隆君		
上原 正吉君		

岩沢	忠恭君	岡崎	真一君
武藤	常介君	野本	品吉君
小柳	牧衛君	宮澤	喜一君
谷口弥三郎君	西郷吉之助君	新谷寅三郎君	岡崎
斎藤	昇君	吉武	恵市君
木内	四郎君	石原幹市郎君	野本
下條	康麿君	寺尾	豊君
野村吉三郎君	田中	大野木秀次郎君	宮澤
西田	茂穂君	柴田	榮君
鹿島	信一君	林田	正治君
赤間	文三君	植垣弥一郎君	新谷寅三郎君
安部	清美君	青田源太郎君	吉武
松野	俊雄君	松村	秀逸君
上林	忠次君	井川	伊平君
河野	謙三君	前田	久吉君
平島	敏夫君	横山	フク君
大谷	賛雄君	松平	勇雄君
井上	清一君	青柳	秀夫君
高橋進太郎君	重宗	加藤	武徳君
古油	雄三君	小沢	久太郎君
小山邦太郎君	祐二君	秋山俊一郎君	寺尾
重宗	雄三君	安井	謙君
野上	元君	堀木	鑑三君
郡	一男君	草葉	隆國君
青木	一男君	津島	壽一君
野田	俊作君	大森	創造君
千葉千代世君	野上	豊瀬	楨二君
武内	五郎君	山本	伊三郎君
鈴木	哲夫君	小柳	勇君
鶴園	強君	横川	正市君
阿部	竹松君	坂本	昭君
			順造君

本法律案は、国債の償還の現状にかんがみ、その償還財源に充てるため一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れる金額は、財政法その他関係法律の規定により國債の償還財源に充てる金額と合して毎年度の予算で定めるところによることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

国債整理基金に充てるべき資金の
繰入れの特例に関する法律案
右多數をもつて可決すべきものと議
決した。よつて要領書を添えて、報
告する。

二、費用	本法
理基金	しない
り受入	
二分の	
千二百	
鉄道よ	
六百四	
話公社	
一千二百	
計上さ	

本法施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十六年度国債整理基金特別会計予算に一般会計より受入として、前々年度剩余金の二分の一相当額を含め四百八億二千二百四十九万九千円、日本国有鉄道より受入として四十四億四千六百四十五万二千円、日本電信電話公社より受入として六十五億八千二百五十五万八千円が歳入として

審査報告書
地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、住宅資金、事業費、継続資金の貸付限度額の増額、償還期限の延長及び事業開始資金の償還期限の延長等を行ない、母子福祉資金制度の充実を図ろうとするもので妥当な措置と認める。

二、費用

本法律案施行のため別に費用を要しない。

補助金等の臨時特例等に關する法律
律の一部を改正する法律案

六百四十五万二千円、日本電信電話公社より受入として六十五億八千二百五十八千円が歳入として計上されている。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、補助金等に関する
昭和三十五年度までの特例を、法
律で別段の措置が講ぜられるまで
の間継続しようとするものであつ
て、適当な措置と認める。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、補助金等に因する昭和三十五年度までの特例を、法律で別段の措置が講ぜられるまでの間継続しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
助金等の臨時特例等に關する法
の一部を改正する法律案
会一致をもつて可決すべきもの
決した。よつて要領書を添え
報告する。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

本法施行に因る事業に係わる地方公共団体の負担金について、地方債証券による納付を行なわないこととするため、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止しようとするものであつて、適当な措置と認める。

社会労働委員長 吉武恵市
參議院議長 松野鶴平殿

参議院会議録第十四号中正講
ベシ段行誤正

昭和三十六年三月二十九日 參議院會議錄第十五号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(伍一良賀紙は二十円)
(配送料五元)
發行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印局
電話九段西三一三八二六